《6月定例議会》

一般会計 六千三〇〇万円を補正

表彰条例の改正も決る

六月定例村議会が六月二十三日招集され、補正予算案総額六千三〇〇万円をはじめ報告事項二件、条例の改正二件、請願八件が上程されいずれの案件も原案通り可決成立しました。

成立した補正予算の主なものは次のとおりであり、改正された条例のうち特に村表彰条例の改正点については下記の通りとなりました。

補正された主な事業

参議院議員選挙費
一、五六九、〇〇〇円
交通安全施設設置工事費
一三六、〇〇〇円
老人憩の家造園工事費
一七五、〇〇〇円
林道工事費増額分
五九〇、〇〇〇円
地方産業育成資金
銀行預託金
五〇〇、〇〇〇円
道路維持工事費（六件）
一、八〇〇、〇〇〇円
村道改良工事費（六件）
一八、五〇〇、〇〇〇円
村道舗装工事費（七件）
二八、五二〇、〇〇〇円
村道改良用地費
二、六四三、〇〇〇円
道徳教育推進事業補助金
四〇〇、〇〇〇円
小学校営繕費
二、七四九、〇〇〇円
中学校営繕費
一、〇二〇、〇〇〇円
明るい家庭づくり推進モデル地区補助金
一〇〇、〇〇〇円
ナイター附帯工事費
一、四〇〇、〇〇〇円

岩室村表彰条例の改正点

現行の「岩室村表彰条例」が廃しされ、かわって、「岩室村褒賞条例」と、「岩室村村政功労者表彰規則」の二本立に改正されたものです。

大きな改正点は、村への寄附金について、

個人
（旧）（新）
十万円が二十万円に

団体
（旧）（新）
五十万円が八十万円に

それぞれ引きあげられましたのでご理解ください。

この改正は、今年十一月一日から適用実施されます。

7月10日は……

参議院議員通常選挙の投票日

投票時間　午前7時～午後6時

投票できる人

▼昭和三十二年七月十一日までに生れ、昭和五十二年三月十五日以前から引続き岩室村の住民基本台帳に登録されている人。

入場券をなくしたときは

▼有権者のみなさんには入場券をお届けします。

投票の際忘れずにお持ち下さい、もし届かなかったり、なくした時はその旨申し出下さい。

不在者投票

▼投票当日、都合でどうしても投票所へ行けない人は六月十七日～七月九日までの間毎日午前八時三十分から午後五時まで役場で不在者投票ができます。

投票する時の注意

▼投票は全国選出議員と地方選出議員の二通りあり、次のように投票用紙が色によって区別されています。

まちがいのないように投票ください。

地方区
薄黄色の用紙に黒色の文字

全国区
白色の用紙に赤色の文字

「キケン」しないでみんなで投票しましょう

昭和52年度

農業共済掛金、事務費賦課金きまる

水稲共済掛金の基礎となる単位当り共済金額は、去る十二月の共済事業運営協議会で補償の充実をはかるため、キログラム当り二四〇円（前年二〇〇円）に決定し、三月の村議会で議決されました。

基準収穫量は五月二十四日損害評価会で県の指示収量、本村の生産量、その他統計資料により検討の結果、一〇アール当り五五〇キログラムと決定されました。これによって農家の皆さんの負担となる共済掛金は次のようになります。

○基準収穫量
五五〇キログラム
○引受割合
七〇パーセント
○引受収量
三八五キログラム
○キログラム当り共済金額
二四〇円
○一〇アール当り共済金額
九二、四〇〇円
○一〇アール当り共済掛金
五四六円
○一〇アール当り事務費賦課金
六〇円

このようにして農家から納入いただいた共済掛金は国からの交付金と併せて備蓄され、被害を受けた農家の共済金支払に充てられます。共済金を支払った後の残額は、決算で剰除金として各種の積立金に積立られ、共済金の支払に不足を生じた場合、あるいは無被害農家へ（支払の無事戻金の財源に充ることになります。事務費賦課金も、共済掛金といっしょに納入願うことになりますが、事業運営経費の一部として、農業共済運営協議会で前年同額の一〇アール当り六〇円に決定されました。この共済掛金と事務費賦課金は七月末日までに納入願うことになりますので、ご協力下さるようお願い致します。

遊漁者の皆さんへ

～これだけは守ってください～

近年レジャーと健康を求めて、海や山に遊ぶ人が多くなってきました。

なかでも海で、釣、潜水等を楽しむ人は年々増加していますが、遊漁者と漁業者との間に漁場利用をめぐっての摩擦が大きくなることが懸念されています。

海は皆さんが利用して楽しむ場であると同時に、漁業者にとっては、かけがえのない生活の場でもありますので、これ等の認識の上に立って楽しい遊漁を行ってください。

海の水産動植物の採捕には、漁業法、新潟県漁業調整規則等の諸法規によって、いろいろと規定されています。遊漁に際して次の事項を必ず守ってください。

(1)遊漁のひき釣（トローリング）は禁止されています。

遊漁者の漁具漁法の制限

遊漁者の皆さんが使用できる漁具漁法は新潟県漁業調整規則に規定されたものに限られています。次のものです。

①竿釣及び手釣（まき餌は除く。）
②たも網及び叉手網
③投網（舟を使用しないものに限る。）
④やす及びは具
⑤歩行徒取採取

※遊漁者が水中銃に類するもので水産動物を採捕することは禁止されています。

※潜水器（アクアラングを含む。）をつけて水産動植物を採捕することは禁止されています。

(2)沿岸には漁業権が設定されていますので、むやみに水産動植物を採捕できません。

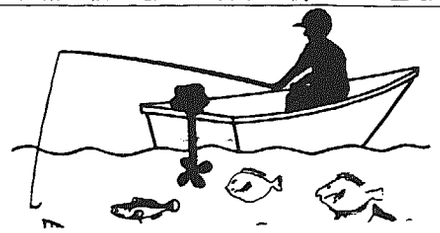

漁業権と漁業権侵害

◎漁業者には生活を営むために海面の一定区域、一定内容について漁業を営む権利が与えられており、これを漁業権といっております。

◎共同漁業権の内容として各種の小型定置漁業、刺網漁業、かご漁業及び地びき網業等がありますが、これらの漁具をき損したり、漁業者の操業をさまたげるようなことも漁業法の規定により漁業権侵害として告訴され、罰せられることがありますので皆さん十分注意してください。

(3)遊漁船の海難事故防止につとめましょう。

◎遊漁船の事故の原因としては、

①エンジンの故障
②燃料ぎれ
③海中に敷設してある漁具にからまったため等が主なものとなっている。

◎事故を未然に防ぐため次の事項に注意してください。

①気象情報を無視しないこと。警報や注意報が発令されている時は沖に出ないようにしてください。
②操船は海技従事者が行なうこと。五トン未満のレジャー船についても海技従事者の乗船が義務づけられました。
③漁場に敷設してある刺網や定置網等の漁具に近づかないこと。
④海上に出る前にはその日の行動予定（どこの海域で遊漁し、何時に帰港する。）を必らず誰かに知らせておくこと。
⑤万が一の場合に備えて遊漁船に次のものを装備すること。

○ライフジャケット等の救命具、懐中電灯、発火装置（マッチ等）

◎不慮にして事故が発生した場合には、関係者は次の機関に急報してください。

最寄の海上保安部、警察署、巡査派出所、漁業協同組合。

遊漁船の所有者へ

〔遊漁船（動力船のみ）の届出制〕

◎六月一日から十月三十一日までの間に船舶（動力船に限る。）を使用して遊漁をし又はさせる場合には、市町村役場に届出て新潟海区漁業調整委員会からの届出済証の交付を受けてください。

◎届出の船舶は、船体に届出済番号を標示してください。

大切な海の資源を保護しながら、いつまでも楽しめる海のレクリエーションの場を保つために皆さんで努力しましょう。